

10 実行関税率表(抜粋:2024年2月1日現在)

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		関税率 Tariff rate								
番号 H.S. code			I	II	基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile
07.10		冷凍野菜(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに 限る。)											
		豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)											
0710.21	000	えんどう(ビスム・サティヴム)		KG	10%		8.5%		無税	無税	無税	無税	無税
0710.22	000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		KG	10%		8.5%		無税	無税	無税	無税	無税
0710.29		その他のもの			10%				無税				
	010	－ えだ豆		KG			6%			無税		無税	無税
	090	－ その他のもの		KG			8.5%			無税		無税	無税
0710.90		野菜を混合したもの											
	100	1 スイートコーンを主成分とするもの		KG	12.5%		10.6%		無税	無税		無税	無税
	200	2 その他のもの		KG	10%		6%		無税	無税	無税	無税	無税
07.13		乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないかを問わない。)											
0713.10		えんどう(ビスム・サティヴム)											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により 専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	211	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が 政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円 /kg				無税				
	221	－ この号の2の(2)に掲げるえんどう、第0713.32号に掲げる 小豆、第0713.33号の2の(2)に掲げるいんげん豆、第 0713.34号の2の(2)に掲げるバンバラ豆、第0713.35号の2の (2)に掲げるささげ、第0713.39号の2の(2)に掲げるその他の ささげ属又はいんげんまめ属の豆、第0713.50号の2の(2)に 掲げるそら豆、第0713.60号の2の(2)に掲げるき豆及び第 0713.90号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、 120,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数 量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その 他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項におい て「共通の限度数量」という。)以内のもの		MT		10%	(10%)						
	229	－ その他のもの		MT			354円 /kg						
0713.20		ひよこ豆											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により 専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
	020	2 その他のもの		MT	10%		8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税
		ささげ属又はいんげんまめ属の豆											
0713.31	000	緑豆(ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ)		MT	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
0713.32		小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)			417円 /kg				無税				
	010	－ 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	090	－ その他のもの		MT			354円 /kg						
0713.33		いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)に より専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨 が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円 /kg				無税				
	221	－ 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	229	－ その他のもの		MT			354円 /kg						
0713.34		バンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアンドゼイア・ス プテルラネア)											
	100	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)に より専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨 が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円 /kg				無税				
	291	－ 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	299	－ その他のもの		MT			354円 /kg						
0713.35		ささげ(ヴィグナ・ウンゲイクラタ)											
	100	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)に より専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨 が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税

関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)																	関税率 Tariff
タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	RCEP(アセアン /豪州/ニュー ジーランド)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)	日米 貿易協定
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	6.9%	6.9%		無税
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	6.2%	6.2%	6.2%	無税
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	4.4%	4.4%	4.4%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	6.2%	6.2%	6.2%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	2.9%	無税	無税	無税	7.7%	7.7%	7.7%	無税
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	4.9%	4.9%		無税
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	4.4%	4.4%	4.4%	無税
											無税	無税	無税				無税
											160.91 円/kg	160.91 円/kg	160.91円 /kg				
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
											無税	無税	無税				無税
											354円 /kg						
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	4.4%	4.4%	4.4%	無税
											無税	無税	無税				無税
											354円 /kg						
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
											無税	無税	無税				
											354円 /kg						
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	4.4%	4.4%	4.4%	無税

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		関税率 Tariff rate								
番号 H.S. code			I	II	基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile
		(2)その他のもの			417円/kg				無税				
	291	ー 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	299	ー その他のもの		MT			354円/kg						
0713.39		その他のもの											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円/kg				無税				
		ー 共通の限度数量以内のもの				10%	(10%)						
	221	ー 竹小豆		MT									
	226	ー その他のもの		MT									
		ー その他のもの					354円/kg						
	222	ー 竹小豆		MT									
	227	ー その他のもの		MT									
0713.40		ひら豆											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
	020	2 その他のもの		MT	10%		8.5%	4.3%	無税	無税	無税	無税	無税
0713.50		そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エウイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル)											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円/kg				無税				
	221	ー 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	229	ー その他のもの		MT			354円/kg						
0713.60		き豆(カヤヌス・カヤン)											
	100	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円/kg				無税				
	291	ー 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	299	ー その他のもの		MT			354円/kg						
0713.90		その他のもの											
	010	1 薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		KG	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの											
	210	(1)播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		KG	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの			417円/kg				無税				
	221	ー 共通の限度数量以内のもの		MT		10%	(10%)						
	229	ー その他のもの		MT			354円/kg						
11.06		乾燥した豆(第07.13項のものに限る。)、サゴやし又は根若しくは塊茎(第07.14項のものに限る。)の粉及びミール並びに第8類の物品の粉及びミール											
1106.10	000	乾燥した豆(第07.13項のものに限る。)のもの		KG	16%		13.6%		無税				

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		関税率 Tariff rate								
番号 H.S. code			I	II	基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile
20.04		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）											
2004.90													
		1 砂糖を加えたもの											
110		(1)スイートコーン		KG	17.5%		10.5%		無税	無税		無税	無税
120		(2)その他のもの		KG	28%		23.8%		無税	無税		無税	無税
		2 その他のもの											
		(1)アスパラガス及び豆			20%		17%		無税				
211		－ アスパラガス		KG						無税	無税	無税	無税
212		－ 豆		KG							ひよこ豆、ひら豆及び緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）無税		
20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）											
2005.40		えんどう（ビスマ・サティヴム）											
		1 砂糖を加えたもの											
110		(1)さや付きのもの		KG	22.4%		13.4%		無税				
		(2)その他のもの		KG	28%		23.8%		無税				
191		－ しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの		KG		※1%							
199		－ その他のもの		KG									
		2 その他のもの											
		(1)気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限り。）											
211		A さや付きのもの		KG	12.8%		12%	9.6%	無税	無税		無税	無税
212		B その他のもの		KG	16%		15%	7.5%	無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの											
221		A さや付きのもの		KG	9.6%		9%		無税	無税		無税	無税
222		B その他のもの		KG	16%		13.6%	6.8%	無税	無税		無税	無税
		ささげ属又はいんげんまめ属の豆											
2005.51		さやを除いた豆											
		1 砂糖を加えたもの											
110		(1)気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）		KG	14%		(14%)		無税	無税		無税	無税
		(2)その他のもの		KG	28%		23.8%		無税				
191		－ しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの		KG		※1%							
199		－ その他のもの		KG									

関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)																	関税率 Tariff
タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	RCEP(アセアン /豪州/ニュー ジーランド)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)	日米 貿易協定
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	2.9%	無税	無税	無税	7.6%	7.6%	7.6%	
無税			7.4%	無税		1.5%	無税	4.5%	無税	6.5%	無税	無税	無税	19.3%	19.3%		
無税	無税	無税	5.3%	無税	1.1%	1.1%	無税	無税	無税	4.6%	無税	無税	無税	13.8%	13.8%		
			17%			17%		緑豆 (ヴィグ ナ・ムン ゴ及び ヴィグナ ラジア タ)、ひよ こ豆及び ひら豆 無税			7.7%	7.7%	7.7%	17%			7.7%
			13.4%	12.1%					12.1%		6%	9.7%	9.7%	13.4%			
			(23.8%)								関税割当 数量以内 のもの 無税 関 税割当数 量以外の もの ※ 1%	関税割当 数量以内 のもの 無税	特惠輸入 対象のも の 無税	(23.8%)			
			23.8%								関税割当 数量以内 のもの 無税 関 税割当数 量以外の もの 23.8%	関税割当 数量以内 のもの 無税	特惠輸入 対象のも の 無税	23.8%			
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	1.1%	3.3%	無税	無税	無税	8.7%	8.7%	8.7%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	1.4%	4.1%	無税	無税	無税	10.9%	12.3%	12.3%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	2.5%	無税	無税	無税	6.5%	6.5%	6.5%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	3.7%	無税	無税	無税	9.9%	9.9%	9.9%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	3.8%	3.5%	3.5%	3.5%	10.2%	10.2%	10.2%	3.5%
			(23.8%)			(23.8%)					関税割当 数量以内 のもの 無税 関 税割当数 量以外の もの ※ 1%	関税割当 数量以内 のもの 無税	特惠輸入 対象のも の 無税	(23.8%)			
			23.8%			23.8%					関税割当 数量以内 のもの 無税 関 税割当数 量以外の もの 23.8%	関税割当 数量以内 のもの 無税	特惠輸入 対象のも の 無税	23.8%			

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		関税率 Tariff rate									
番号 H.S. code			I	II	基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	
	200	2 その他のもの		KG	20%		17%			無税				
2005.59		その他のもの												
	100	1 砂糖を加えたもの		KG	22.4%		13.4%			無税		無税		
		2 その他のもの												
	210	(1)気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)		KG	12.8%		12%	9.6%		無税	無税	無税	無税	無税
	220	(2)その他のもの		KG	9.6%		9%			無税	無税	無税	無税	無税
2005.99		その他のもの												
		1 砂糖を加えたもの												
		(1)豆(さや付きのものを除く。)												
	111	A 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)		KG	14%		(14%)			無税	無税	ひよこ豆及びひら豆 無税	無税	無税
	119	B その他のもの		KG	28%		23.8%			無税				
	190	(2)その他のもの		KG	22.4%		13.4%			無税		無税		
		2 その他のもの												
	220	(2)豆(さや付きのものを除く。)		KG	20%		17%			無税		ひよこ豆及びひら豆 無税		無税
2006.00		砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)												
	010	1 マロングラッセ		KG	16.8%		12.6%			無税	無税		無税	無税
		2 その他のもの			19.2%		18%	9%		無税				
	021	ー あんず		KG							無税		無税	無税
	029	ー その他のもの		KG							無税	無税	無税	無税

資料：財務省貿易統計実行関税率表（2024年2月1日現在）

参考 関税関係の協定発効日		
1	WTO協定	1995.04.01
2	各国との経済連携協定	
	シンガポール	2002.11.30
	メキシコ	2005.04.01
	マレーシア	2006.07.03
	チリ	2007.09.03
	タイ	2007.11.01
	インドネシア	2008.07.01
	ブルネイ	2008.07.31
	フィリピン	2008.12.11
	スイス	2009.09.01
	ベトナム	2009.10.01
	インド	2011.08.01
	ペルー	2012.03.01
	オーストラリア	2012.01.05
	モンゴル	2016.06.07
	TPP11	2018.12.30
	EU	2019.02.01
	英国	2021.01.01
3	ASEANとの包括的経済連携協定（10か国）	
	ベトナム	2008.12.01
	ラオス	2008.12.01
	シンガポール	2008.12.01
	ミャンマー	2008.12.01
	ブルネイ	2009.01.01
	マレーシア	2009.02.01
	タイ	2009.06.01
	カンボジア	2009.12.11
	インドネシア	2010.03.01
	フィリピン	2010.07.01
4	日米貿易協定	2020.01.01
5	RCEP協定	
	ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、	2022.01.01
	韓国	2020.02.01
	マレーシア	2020.03.18

関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)																	関税率 Tariff
タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	RCEP(アセアン /豪州/ニュー ジーランド)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)	日米 貿易協定
			17%			17%					7.7%	7.7%	7.7%	17%			7.7%
			13.4%	無税		13.4%		無税	1.2%		無税	無税	無税	10.9%	10.9%		
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	3.3%	無税	無税	無税	8.7%	8.7%	8.7%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	6.5%	6.5%	6.5%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	3.8%	無税	無税	無税	10.2%	10.2%	10.2%	
			23.8%			23.8%					関税割当 数量以内 のもの 無税 関 税割当数 量以外の もの 23.8%	関税割当 数量以内 のもの 無税	特惠輸入 対象のも の 無税	23.8%			
無税			13.4%	無税		13.4%		2.5%	1.2%		無税	無税	無税	11.7%			無税
			17%	無税		17%	無税	無税	無税	4.6%	4.2%	4.3%	4.3%	13.8%	13.8%		4.2%
無税	無税	無税	3.9%	無税	0.8%	0.8%	2.4%	2.4%	4.7%	6.3%	5.7%	5.7%	5.7%	10.2%	10.2%		
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	1.6%	4.9%	無税	無税	無税	13.1%	13.1%	13.1%	
無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	4.9%	無税	無税	無税	13.1%	13.1%	13.1%	

(参考)

1 関税割当制度について

(1) 関税割当制度の仕組み

関税割当制度は、一定の数量以内の輸入品に限り、無税又は低税率（一次税率）の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の提供を確保する一方、この一定数量を超える輸入分については比較的高税率（二次税率）の関税を適用することによって、国内産業の保護を図る制度である。（根拠法：関税定率法第9条の2、関税暫定措置法第8条の5第2項、別表第1）

(2) 制度導入の経緯

我が国の関税割当品目は、昭和36年度の貿易自由化に際し、国内産業に対する急激な衝撃を緩和し、自由化を円滑に定着させるための過渡的措置として採用されたもので、農産物については、昭和40年の「とうもろこし」が最初である。その後、日米農産物交渉の合意やウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う関税割当ての設定等様々な品目が増加し、現在に至っている。

(3) 対象品目

関税割当制度対象品目については、ウルグアイ・ラウンド農業合意を境にそれより前に対象とされていた品目を「従来品目」、それ以後に対象とされた品目を「関税化品目」と便宜的に分類されている。

従来品目（6品目（農畜産物品目関連））

- 1 ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）
- 2-1 とうもろこし（コーンスターチ用）
- 2-2 とうもろこし（飼料用）
- 3 麦芽
- 4 糖みつ（アルコール製造用）
- 5 トマトピューレ・ペースト（トマトケチャップ・ソース製造用）
- 6 パインアップル缶詰

関税化品目（6品目（農畜産物品目関連））

- 1 乳製品
 - ・脱脂粉乳（学校等給食等用以外（飼料用等に限定））
 - ・脱脂粉乳（学校給食等用の用途に限定）
 - ・無糖れん乳

- ・無機質濃縮ホエイ
 - ・ホエイ等
(配合飼料用、乳幼児調製粉乳製造用の用途に限定)
 - ・バター及びバターオイル (沖縄還元乳原料用等の用途に限定)
 - ・「その他の乳製品」 (乳成分の高い調製品、クリーム等)
- 2 雑豆 (小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等)
 - 3 でん粉
 - 4 落花生
 - 5 こんにゃく芋
 - 6 繭及び生糸

(4) 従来品目と関税化品目の違い

従来品目と関税化品目については、国内法制上は関税定率法に基づき、政令で数量を定める対象品目であるが、WTO 協定上の取扱いに違いがある。

WTO 協定上の我が国の譲許表において、関税化品目は関税割当数量、枠内税率及び枠外税率が約束されているのに対して、従来品目は WTO 譲許税率を枠外税率として採用しているに過ぎず、その意味で、WTO 協定上では、従来品目は我が国が自発的に一定の数量に限り関税率を減免 (これにより、いわゆる枠内税率及び枠外税率が発生) しているという整理となっている。

したがって、政令数量について、

- ① 従来品目は国内需給動向に基づき算定される (工業用とうもろこしを除く) が、
- ② 関税化品目は輸出国に対する市場アクセス機会の提供 (ミニマムアクセス又はカレントアクセス) という観点からの約束数量であることから、これを下回る数量を設定することはできない、

という違いがある。

なお、関税化品目の政令数量は、基準期間 (86 年 (昭和 61 年) ~88 年 (昭和 63 年)) における輸入実績又は輸入割当枠に基づいて設定されており、平成 7 年度から 6 年間でその約束を実施していくこととされている。それ以後の措置については、現行行われている農業交渉に委ねられているが、当該交渉は現在に至るまで決着をみていない。また、一定以上の輸入の増加又は輸入価格の低下があった場合、代償なしで追加的に関税を課すことができる特別セーフガード (WTO 協定) を導入している。

(5) 割当数量の定め方

一次税率の適用を受ける数量は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して、政令で定めることとされている。

① 年度の割当数量を政令で定めるもの

とうもろこし（単体飼料用（丸粒））、ナチュラルチーズ、糖みつ、無糖ココア調製品、トマトピューレ及びトマトペースト、パインアップル缶詰、革、革靴、その他の乳製品、脱脂粉乳、無糖れん乳、ホエイ等、バター及びバターオイル、落花生、こんにゃく芋、調製食用脂、蕁及び生糸

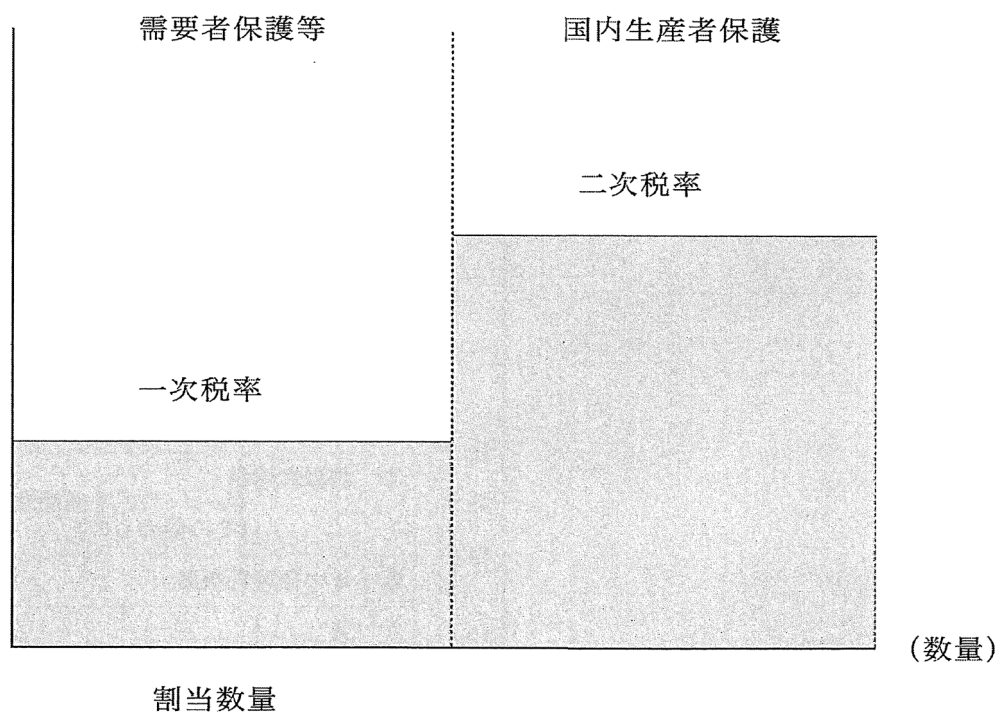
② 年度の割当数量を上期と下期に分けて政令で定めるもの

とうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）、麦芽、雑豆、でん粉・イヌリン及びでん粉調製品

(注) 下線を付した品目は、ウルグアイ・ラウンド農業合意において新たに関税化した品目である。

関税割当制度の仕組み（図解）

(関税率)



(注) 農林水産省資料から日本豆類協会作成

2 特別緊急関税の概要

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉により合意された農業協定第5条により関税化品目については、特別セーフガード（ＳＳＧ）を適用することが可能となった。これを受けて関税暫定措置法により特別緊急関税として国内法制化され、平成7年4月より実施されている。

特別緊急関税には、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合に発動されるもの（数量ベース特別緊急関税、同法第7条の3）及び輸入価格（通関時の船荷毎の課税価格）が発動基準価格を下回った場合に発動されるもの（価格ベース特別緊急関税、同法第7条の4）がある。

適用範囲は農業協定上、現行アクセスに係る輸入についてはＳＳＧを適用しないことが規定されており、特別緊急関税は2次税率を払って輸入される分についてのみ適用される。従って、関税割当て及び国家貿易による輸入については特別緊急関税が適用されない。

1 数量ベース特別緊急関税

（1）発動単位

産品特性の類似性、産品間の代替性を勘案し、くくることが適切な場合については複数のタリフライン（関税番号）をくくったものを、それ以外については個別タリフラインを発動単位とする。

雑豆の場合、小豆、いんげん豆、えんどう、そらまめ等の全てのタリフラインをくくり、雑豆一本を発動単位としている。

（2）発動要件

毎年4月からの輸入数量の累計が輸入基準数量を超えた月の翌々月の1日から年度末まで発動される。

輸入基準数量は、次の算式により毎年算定され、財務省告示により公表される。

$\text{輸入基準数量} = \text{基準トリガー水準} \times \text{平均輸入数量} + \text{国内消費の変動量}$
--

注：1 基準トリガー水準：過去3年間の国内消費に対する輸入割合に応じて設定される水準

過去3年間の輸入割合	基準トリガー水準
10%以下	125%
10%を超え30%以下	110
30%超	105

2 平均輸入数量：過去3年間の平均輸入数量

3 国内消費の変動量：直近年における国内消費の変動量

（3）追加関税

発動の年に有効な通常の関税（二次税率）等の1／3に相当する額を追加関税として賦課され、追加関税率は、法別表第1の6に定められている。

(4) 輸送中の製品の扱い

発動日前において既に日本に向けて輸送中の製品については特別緊急関税が適用されないが、税の賦課を免除された輸入数量は翌年度において当該年度の輸入数量として算入される。

数量 SSG の輸入基準数量と追加関税 (トン、円/kg)

年度	基準数量	追加関税	年度	基準数量	追加関税	年度	基準数量	追加関税
8	156,456	132	16	110,689	118	24	97,018	118
9	157,861	128.5	17	109,267	118	25	82,785	118
10	124,192	125	18	113,742	118	26	93,077	118
11	117,679	121.5	19	98,654	118	27	82,907	118
12	122,090	118	20	95,685	118	28		
13	125,984	118	21	96,195	118			
14	123,550	118	22	88,878	118			
15	116,886	118	23	80,420	118			

2. 価格ベース特別緊急関税

(1) 発動単位

HS 9桁ベースのタリフライン毎を発動単位としており、具体的には法別表第1の7に定められている。

(2) 発動要件

輸入価格(通関時の船荷毎の課税価格)が発動基準価格を下回った場合に発動される。発動基準価格は、原則として1986~88年次の平均輸入価格で、大蔵省告示第67号で公表される。なお、雑豆の場合は次のとおりである。

タリフライン	品名	発動基準価格 (円/kg)
0713.10-229	えんどう	51.48
0713.32-090	小豆	79.08
0713.33-229	いんげん豆	69.35
0713.34-299	バンバラ豆	87.94
0713.35-299	ささげ	87.94
0713.39-227	ささげ属又はいんげんまめ属の豆のその他の豆	87.94
0713.39-222	竹小豆	47.70
0713.50-229	そら豆	64.24
0713.60-299	き豆	85.57
0713.90-229	その他の豆	85.57

(3) 追加関税

輸入価格と発動基準価格の差が、発動基準価格の10%を超えた場合にその差に応じて追加関税が賦課される。

(注) 農林水産省資料から日本豆類協会作成

11 TPP市場アクセス交渉の合意の概要(雑豆関係抜粋)

(農産物の品目別の交渉結果概要)

注1: 関税番号及び品目区分は各国が交渉で用いてきた2010年1月時点のものであり、今後、最新の関税率表(2015年4月時点)に即して最終の譲許表を確定する際、関税番号及び品目区分に変更が生じる場合がある。

注2: 備考欄の○及び△は我が国が交渉に参加した時点(2013年7月)で関税撤廃したことのない834品目に当たるもの、○は834品目のうちいわゆる「重要5品目」とされるもの(586品目)。

	概要、用途・製品の例	合意内容	備考
0710.21-000	冷凍えんどう (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	即時撤廃 (8.5%→0%)	
0710.22-000	冷凍ささげ属・いんげんまめ属の豆 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	即時撤廃 (8.5%→0%)	
0710.29-090	冷凍したその他の豆 (調理済み以外) (蒸気処理・水煮)	即時撤廃 (8.5%→0%)	
0713.10-211	播種用えんどう(野菜栽培用のものに限る) (さやなし)(乾燥)	即時撤廃 (6%→0%)	
0713.10-221	製餡・製菓原料 (さやなし乾燥えんどう) (関税割当枠内)	枠内の関税を即時撤廃 (10%→0%)	△
0713.10-229	製餡・製菓原料 (さやなし乾燥えんどう) (関税割当枠外)	枠外の関税を11年目で関税撤廃 (354円/kg→0円)	△
0713.20-020	ひよこ豆(播種用以外) (さやなし) (乾燥)	即時撤廃 (8.5%→0%)	
0713.32-010	さやなし乾燥小豆(製餡原料) (関税割当枠内)	枠内の関税を即時撤廃 (10%→0%)	△
0713.32-090	さやなし乾燥小豆(製餡原料) (関税割当枠外)	従前のまま (354 円/kg)	△
0713.33-210	播種用いんげん豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし)(乾燥)	即時撤廃 (6%→0%)	
0713.33-221	さやなし乾燥いんげん(煮豆・甘納豆原料) (関税割当枠内)	枠内の関税を即時撤廃 (10%→0%)	△
0713.33-229	さやなし乾燥いんげん(煮豆・甘納豆原料) (関税割当枠外)	従前のまま (354 円/kg)	△
0713.39-210	その他のささげ属の豆又はいんげんまめ属の豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし)(乾燥)	即時撤廃 (6%→0%)	
0713.39-221	さやなし乾燥竹小豆(製餡・煮豆・甘納豆原料) (関税割当枠内)	枠内の関税を即時撤廃 (10%→0%)	△
0713.39-222	さやなし乾燥竹小豆(製餡・煮豆・甘納豆原料) (関税割当枠外)	従前のまま (354 円/kg)	△
0713.39-226	その他のささげ属の豆又はいんげんまめ属の豆(なた豆(漢方薬原料)、ライ豆、ペニバナインゲンなど) (関税割当枠内)	枠内の関税を即時撤廃 (10%→0%)	△
0713.39-227	その他のささげ属の豆又はいんげんまめ属の豆(なた豆(漢方薬原料)、ライ豆、ペニバナインゲンなど) (関税割当枠外)	従前のまま (354 円/kg)	△
0713.40-020	ひら豆(播種用以外) (さやなし) (乾燥)	即時撤廃 (8.5%→0%)	
0713.50-210	播種用そら豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし)(乾燥)	即時撤廃 (6%→0%)	
0713.50-221	さやなし乾燥そら豆(煎豆原料など) (関税割当枠内)	枠内の関税を11年目で撤廃 (10%→0%)	△
0713.50-229	さやなし乾燥そら豆(煎豆原料など) (関税割当枠外)	枠外の関税を11年目で関税撤廃 (354円/kg→0円)	△
0713.90-210	播種用のその他の豆(野菜栽培用のものに限る) (さやなし)(乾燥)	即時撤廃 (6%→0%)	
0713.90-221	その他の豆(なた豆など) (さやなし乾燥) (関税割当枠内)	枠内の関税を11年目で撤廃 (10%→0%)	△
0713.90-229	その他の豆(なた豆など) (さやなし乾燥) (関税割当枠外)	枠外の関税を11年目で関税撤廃 (354円/kg→0円)	△
1106.10-000	豆の粉・ミール	11年目で関税撤廃 (13.6%→0%)	△

	概要、用途・製品の例	合意内容	備考
2004.90-212	調製した豆(製餡原料用小豆、煮豆製造原料など) (無糖) (冷凍)	11年目で関税撤廃 (17%→0%)	
2005.40-190	調製したえんどう (さやなし) (加糖) (冷凍以外)	TPP枠数量:380トン→800トン(6年目) 枠内税率:23.8%→無税(即時)	○
2005.40-212	調製えんどう(製餡原料) (気密容器入り・1個の重量10kg以下) (さやなし) (無糖) (冷凍以外)	6年目で関税撤廃 (15%→0%)	
2005.40-222	調製えんどう(製餡原料) (気密容器入り・1個の重量10kg以下以外) (さやなし) (無糖) (冷凍以外)	6年目で関税撤廃 (13.6%→0%)	
2005.51-110	調製ささげ属又ははいんげんまめ属の豆(チリコンカルネ、ヨーロッパ郷土料理など) (さやなし) (気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含む)) (加糖)	8年目で関税撤廃 (14%→0%)	
2005.51-190	調製ささげ属又ははいんげんまめ属の豆 (気密容器入りのもの以外) (さやなし) (加糖) (冷凍以外)	TPP枠数量:380トン→800トン(6年目) 枠内税率:23.8%→無税(即時)	○
2005.51-200	調製ささげ属又ははいんげんまめ属の豆(スナック菓子、菓子製造原料、煮豆製品) (さやなし) (無糖)	11年目で関税撤廃 (17%→0%)	△
2005.99-111	調製した豆(チリコンカルネ、ヨーロッパ郷土料理など) (さやなし) (気密容器入り(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むもの)) (加糖) (冷凍以外)	6年目で関税撤廃 (14%→0%)	
2005.99-119	調製した豆 (さやなし) (加糖) (冷凍以外) (気密容器入りのもの以外)	TPP枠数量:380トン→800トン(6年目) 枠内税率:23.8%→無税(即時)	○
2005.99-220	調製した豆 (さやなし) (無糖) (冷凍以外)	8年目で関税撤廃 (17%→0%)	

12 我が国の主要輸入銘柄等一覧

品名	国名	産地名	品種(銘柄)名	用途	収穫期	輸送日数	
小豆	中国	河北省天津地区	天津	赤餡	9～10月	3～5	
		黒龍江省、遼寧省、吉林省	東北				
		黒龍江省宝清県	宝清	甘納豆、赤餡			
		陝西省	陝西				
		山西省	山西	赤餡			
		江蘇省	啓東		8～9月		
	豪州	ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州	小豆	赤餡	3～4月	20	
	アルゼンチン	サルタ州	小豆	赤餡	4～5月	30～50	
	カナダ	オンタリオ州	小豆	赤餡	10～11月	12	
	米国	ミシガン州、ワシントン州	小豆	赤餡	10～11月	12	
タイ	ルーイ県	小豆	赤餡	10～11月	7		
竹小豆	タイ	ルーイ県	Red Bamboo Bean	赤餡	11～12月	14	
	中国	雲南省、貴州省	雑竹小豆	赤餡増量材	9～10月	3～5	
	ミャンマー	ミツチェイ、ガンガオ、マンダレー	Peyin Bean	赤餡増量材	1～2月	20	
			Red Peyin Bean	赤餡			
ささげ	タイ	ルーイ県	Red Bean	赤粒餡	11～12月	7	
			Rose Pelum				
			Black Pelum				甘納豆、赤餡
	ミャンマー	デルタ、マグウェイ、ミンジャン	Bocate Bean	赤餡増量材	12～1月	20	
	中国	河北省	張家口ささげ	赤飯	9～10月	3～5	
	山西省	山西ささげ					
いんげん	米国	ネブラスカ州、アイダホ州	Great Northern Bean	白餡	10～12月	15	
		ミシガン州、ノースダコタ州	Pea Bean又はNavy Bean			20	
		アイダホ州、カリフォルニア州	Dark Red Kidney Bean	赤餡増量材、煮豆		18	
		ワシントン州、アイダホ州	Small Red Bean	赤餡		15	
		アイダホ州	Pink Bean	赤餡増量材			
		ミシガン州	Cranberry Bean	煮豆、甘納豆			
		アイダホ州、コロラド州、ネブラスカ州	Pinto Bean	赤餡増量材			
		カリフォルニア州、ミシガン州	Black Turtle Bean			20	
	中国	雲南省、四川省	小白芸豆	白餡	10～12月	3～5	
		雲南省	大白芸豆	白餡、煮豆			
		雲南省、四川省	白芸豆				
		雲南省、四川省	紅花芸豆	煮豆、菓子、餡			
		雲南省、貴州省	大黒芸豆	赤餡、煮豆、甘納豆			
	新疆省	Speckled Bean	煮豆	10～11月			
	アルゼンチン	サルタ州	Poroto Alubia	白餡	5～6月	40	
		サルタ州、フワイ州、トゥクマン州	Red Kidney	赤餡	5～7月		
	カナダ	オンタリオ州	Navy Bean	白餡	10～12月	20	
			Dark Red Kidney Bean	赤餡			
			Light Red Kidney Bean				
			Cranberry Bean	煮豆、甘納豆			
		ボリビア	サンタクルス県	Cario Quinha	煮豆、スープ	4～5月	30～45
			Bolvian Black Bean	スープ			
		ブラジル	サンパウロ州	Black Bean	煮豆、スープ	4～5月、8～9月、1～2月	30～45
		Cario Quinha					
ライマメ	ミャンマー	ガンガオ、パコック、ミンジャン カレイ、マンダレイ	Butter Bean Sultanipya Bean	白餡 赤餡増量材	1～3月	20	
	米国	カリフォルニア州	Large Lima Bean	白餡増量材	9～11月	15	
			Baby Lima Bean	白餡			
そらまめ	中国	河北省	張家口蚕豆	フライビーン、(餡)	9～11月	3～5	
		青海省	青海蚕豆	フライビーン、醬油豆	8～9月上旬		
		雲南省	雲南蚕豆	フライビーン	5～6月		
	ポルトガル	Algame州	Algarve	煮豆	4～7月	30	
	Ribatejo	Aqua-Dulicis		5～6月、7～8月			
	豪州	ビクトリア州	Faba Bean	フライビーン	11～1月	20	
	カナダ	ビクトリア州、サウスオーストラリア州	Broad Bean		1～2月		
えんどう	カナダ	マニトバ州	Canada Faba	赤餡増量材	9～10月	20	
	カナダ	サスカチュワン州、アルバータ州	Marrowfat Peas	煮豆、煎豆、餡	8～9月	20	
		サスカチュワン州	Trapper Peas	白餡増量材	9～10月		
			Maple Peas	飼料(ハト)、赤えんどう代替	8～9月		
	英国	リンカンシャー州	Marrowfat Peas	煮豆、煎豆、餡、甘納豆	8～9月	30	
	中国	青海省	麻えんどう	飼料(ハト)、豆苗	9～10月	3～5	
	ハンガリー	Boly	Marrowfat Peas	煮豆、煎豆、餡	7～8月	30	
	米国	ワシントン州	Alaska Green Peas	缶詰	9～11月	15	
			Winter Peas	飼料(ハト)	9～10月		
		オレゴン州	Maple Peas		8～9月		
		Dun Peas	もやし、豆苗				
	ニュージーランド	カンタベリー州	Marrowfat Peas	煮豆、煎豆、餡	2～3月	20	
			Maple Peas	飼料(ハト)、赤えんどう代替			
	豪州	サウスオーストラリア州	Dun Peas	赤餡増量材、豆苗	12～1月	20	
			Winter Peas	飼料(ハト)			
ひよこめ	メキシコ	シナロア州	Garbanzo	ナッツ原料、煮豆	3～6月	20	
	米国	カリフォルニア州	Garbanzo	ナッツ原料、煮豆	9～10月	30	
	豪州	クイーンズランド州、ニューサウスウェールズ州	Garbanzo	ナッツ原料、煮豆	3～4月	20	
ひらめ	米国	ワシントン州	Lentil	スープ	10～11月	15	

資料 雑穀輸入協議会調べ

注 用途は我が国での一般的なものであり、例えば、単独で餡原料になるものは餡、その他は増量材とした。輸送日数は海上輸送の日数。